●

○　件名
　地理的表示メールマガジン第49号（平成28年12月28日）

○　文面

◇◇◇

【１日目のランチボックスに使用されるＧＩ産品】
神戸ビーフ、あおもりカシス、鹿児島の壺造り黒酢、十勝川西長いも、能登志賀ころ柿、鳥取砂丘らっきょう、下関ふく、谷田部ねぎ、八女伝統本玉露、山内かぶら

詳細はこちら
http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/bio/161220.html

３．地理的表示登録商標（ＧＩマーク）の海外商標登録について

　農林水産省では、登録された地理的表示と併せて貼付することで、真正な地理的表示産品であることを証することとなるＧＩマークが海外で模倣使用されることを防止するため、農林水産物等の主要な輸出先国において、商標としての登録申請を行っていますが、この度、カンボジア王国、フィリピン共和国及び欧州連合(ＥＵ)において商標登録されたのでお知らせします。
　これにより、これらの国・地域においても、不正にＧＩマークを貼付して農林水産物等を販売した場合、商標権者として差止要求を行うことが可能となり、ＧＩマークにより真正な日本のＧＩ産品であることが確認できるようになります。
　現在までに、ＧＩマークは海外９か国（地域）で商標登録されています。詳細については以下を御覧下さい。

GIマークの国内外における商標登録等状況について
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/trade_mark1.html

ᔕᔕᔕ